

地上デジタル放送の送受信対策の推進について

提言・要望の要旨

地上デジタル放送（以下、「デジタル放送」と省略する。）へ完全移行する2011年7月に向けて、全ての住民が地域間格差なく地上デジタル放送の視聴が可能となるよう、国として必要な対策を講じること

提言・要望の具体的内容

先日公表された市町村別ロードマップでは、「新たな難視世帯」の発生等、地上アナログ放送（以下、「アナログ放送」と省略する。）停波時に多くの住民が、デジタル放送を視聴できない状況となっている。また、その数値は、既存の共聴施設が期限までに改修されていることが前提となっており、改修が間に合わない場合は、さらに増加するものである。

こうした住民については、衛星放送によるセーフティネットに対応する方針とあるが、衛星放送では、日常の身近な生活情報や緊急・災害情報など、真に住民が必要とする地域情報を迅速に入手することができなくなるなどの不利益を受けることになる。

アナログ放送停波の延長は、地方の放送事業者にとって経営的にも大変厳しく、避けるべきことであり、地方自治体としても望むところではないが、多くの住民がデジタル放送を視聴できない状況が2011年7月までに改善されない場合、安易にセーフティネットの措置を講じることが理由に、アナログ放送の終了を容認することは難しいと思われる。

国・放送事業者は、衛星放送の対象となる世帯を最小限にするよう、引き続き取り組まなければならない。

こうしたことから、2011年7月に円滑にデジタル放送への完全移行を果たすため、放送事業者、住民、地方自治体がデジタル放送の送受信対策に積極的に取り組むことができるよう、国として必要な対策を講じること。

平成20年度総務省予算について

(1) 辺地共聴施設のデジタル化に対する支援制度

難視聴地域における共聴施設のデジタル化は、施設や地域の状況により多様な対応が想定されるため、対象事業については、施設の更新や大規模な改修のほか、無線共聴施設におけるギャップフィラー本体などの伝送路以外の施設なども含めるなど、できるだけ幅広いものとするとともに、対象地域についても条件不利地域に限定しないこと。

また共聴施設の設置者は、現実的には共聴施設組合がそのほとんどを占めることから、事業主体を市町村に限定することなく、組合にまでその対象を広げること。併せて、地方自治体の関与を必要としない共聴組合に対する直接支援制度を創設すること。

なお市町村が事業費の一部を負担する場合について、引き続き所要の地方財政措置を講じること。

(2) 中継局整備への支援制度

中継局整備に関する平成19年度の支援措置については、事業主体が本来の整備主体である放送事業者ではなく、市町村等とされていたこと、また、補助率が低いことや放送事業者から中継局ネットワークの具体的な整備計画が示されていなかったことなどから、これを活用する例は少数にとどまり、その整備が「検討中」とされる中継局が多く残っている。

このため、国においては、現在「検討中」の中継局の整備が着実に推進されるよう、放送事業者に対し、具体的な整備計画を速やかに明らかにし、責任を持って整備するよう指導すること。

また、平成 20 年度以降の支援措置については、放送事業者が定める中継局ネットワークの整備計画が円滑に進むよう、事業主体として市町村、第 3 セクターに、放送事業者や関係の公益法人も加え、さらに国の補助率を引き上げるとともに、対象地域を条件不利地域に限定せず、地方自治体の財政負担も求めないこと。

(3) 共聴施設改修等や中継局整備の事前調査への支援

共聴施設の改修や新設、中継局整備を行う前に、デジタル放送の受信状況の実態把握や設計等が必要であり、これらの費用負担についても電波エリア内における視聴者との格差が生じている。このため、改修・整備の具体的方法や所要経費の提示、専門的技術指導を行うための相談窓口を地域ごとに設置することや、事前調査を補助対象とする等、共聴施設の事前調査を行う住民や地方自治体への支援を行うこと。

(4) 光ファイバやCATV整備に関する支援

デジタル放送に関する難視聴対策については、光ファイバやCATVによる対応を選択する地方自治体も多い。そういった地方自治体の整備を推進するため、総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金の交付額・交付件数を拡充すること。

衛星放送によるセーフティネットについて

(1) 費用負担への対応

セーフティネットは、送信側で対処すべき措置であるため、対象となる住民および地方公共団体に費用の負担を求めないこと。

(2) 対象世帯の縮減への努力

市町村別ロードマップによると、現段階では最大約 70 万もの世帯がセーフティネットの対象になるとされているが、国と放送事業者は、地上系のネットワークにより送り届ける努力を続け、2011 年のアナログ放送停波までに対象世帯をできる限り縮減すること。また、そのための具体的な方法・スケジュールを早期に策定し、公表すること。

(3) 2011 年以降の対応

セーフティネットは暫定的な対応であることを踏まえ、導入の際には住民に対し、セーフティネットの対象となってしまった理由や、その後の地上系ネットワーク整備のスケジュール等を明確に示すこと。